

# 「浄土平レストハウス」施設運営委託事業仕様書

## 1 業務名

「浄土平レストハウス」施設運営委託事業

## 2 委託業務の期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）

## 3 業務の目的

県を代表する観光地である「浄土平」に位置する県有施設「浄土平レストハウス」における庁舎維持管理業務を行うとともに、浄土平を訪問する観光客への満足度を高めるため施設運営を行う。

## 4 業務内容

### (1) 施設の運営及び開所・閉所作業

浄土平レストハウスの開設期間は4月上旬から11月中旬を予定している。施設を運営及び開所・閉所するにあたり、必要な各委託業務の作業を実施すること。なお、業務の詳細は別添「委託業務等詳細一覧」のとおりとする。

（参考：令和6年度 開所4月23日、閉所11月15日）※営業は11月4日で終了

### (2) その他

以下の項目を提案すること。

ア 別添「委託業務等詳細一覧」19管理運営等（2）食事の提供や物販の実施に関連して、飲食・物販スペースを活用して浄土平の名物商品を開発・提供するとともに、繁忙期の混雑緩和のための取組を行うこと。

イ 独自企画の実施

浄土平地区の強みである立地を活かし、観光誘客に向けた話題づくりのための企画やイベントを3回以上実施すること（企画やイベントは、SDGsの視点を踏まえたものとする。）

## 5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届（様式第1）
- ・統括責任者通知書（様式第2）
- ・業務工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後速やかに提出するもの

- ・完了届（様式第3）
- ・業務実施報告書（様式任意。A4サイズで提出し、実施状況がわかる写真を添付のこと。）
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

## 6 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、県担当者と協議・調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は随時県と協議しながら作業を進めること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 施設開所及び閉所の時期については、県道70号線（通称：磐梯吾妻スカイライン）の再開通及び再開鎖時期と調整が必要なため、別途協議を行ったうえで正式に決定する。

## 7 統括責任者

本業務に当たって十分な資格を有する者を統括責任者として定めなければならない。

## 8 その他

本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度県と協議するものとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

その他、本仕様書に記載のない細部については、県と随時打合せ、協議を実施し、その指示に従うものとする。

なお、気象状況や災害、吾妻山の火山活動の状況によっては、県の指示により施設の閉鎖、又は飲食・物販スペースにおける営業の中止や原油価格高騰による物価変動する場合があります。収益が減少する可能性がある旨留意すること（収益減少に対する補償等を行わない）。

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称  
「浄土平レストハウス」施設運営委託事業
- 2 委託料の額  
金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間  
着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 8年 3月31日

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

### 統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出  
ます。

#### 記

- 1 委託業務の名称  
「浄土平レストハウス」施設運営管理事業
- 2 委託の期間  
着手：令和 年 月 日  
履行期限：令和 8年 3月31日
- 3 統括責任者氏名

